

送配電等業務指針の変更について

送配電等業務指針の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更

【該当条文：第88条、第89条、第93条、第94条、第99条、
第111条、第112条、第120条の4、第122条の3、
第122条の4、第122条の9、第122条の10、
第123条の2（変更）】

- ・一般送配電事業者は、広域機関からの容量確保に関する通知等に基づき、送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討を実施する等規定
- ・一般送配電事業者は、送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合、電源接続案件一括検討プロセスを開始する旨規定

2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更

【該当条文：別表8-1～別表8-4（変更）

附則（令和 年 月 日）第1条第2項（新設）】

- ・電気事業者等に提出を求めている週間計画について、その提出内容を広域機関が指定する2点の時刻の需要電力等に変更する旨規定
- ・一般送配電事業者に提出を求めている当日計画について、その提出期限を30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前に変更する旨規定

3. 需給調整市場拡大に関する規定の変更

【該当条文：別表8-1～別表8-3（変更）

附則（令和 年 月 日）第1条第2項（新設）】

- ・電気事業者等に提出を求めている週間計画について、その提出期限を毎週水曜日の午前10時に変更する旨規定

以上

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和3年4月16日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和__年__月__日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年4月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年4月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p><u>令和3年4月16日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)</u>を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第 8 8 条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>二 <u>系統連系希望者(選定事業者(再エネ海域利用法第 1 3 条第 2 項第 1 0 号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。))を除く。)</u>が送電系統への連系等を希望する場合 <u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合を除く。)</u>。</p> <p>三 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第 8 8 条の 2 に定める保証金が入金されていること(保証金を要しない場合を除く。)</u>及び第 1 1 1 条第 3 項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第 8 9 条 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 接続検討の回答日から 1 年を経過した場合</p> <p>七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第 8 9 条 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 接続検討の回答日から 1 年を経過した場合 <u>(ただし、選定事業者による契約申込みについては、この限りでない。)</u></p> <p>七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第 9 3 条 (略)</p> <p>一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 当該通知の内容</p> <p>二 (略)</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第 9 3 条 (略)</p> <p>一 本機関から業務規程第 6 4 条の通知を受けた場合 <u>及び第 6 8 条の 2 第 1 項の要請による同条第 3 項の通知を受けた場合</u> 当該通知の内容</p> <p>二 (略)</p>
<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第 9 4 条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 (略)</p>	<p>(送電系統の容量確保の取消し)</p> <p>第 9 4 条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 業務規程第 6 8 条の 2 第 2 項の要請による同条第 3 項の通知を受けた場合</u></p> <p><u>六 (略)</u></p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)</p> <p>第 9 9 条 (略)</p> <p>2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)</p> <p>第 9 9 条 (略)</p> <p>2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者 <u>又は国</u> に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第 1 1 1 条 (略) 2 (略) (新設)</p>	<p>第 1 1 1 条 (略) 2 (略) <u>3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第 7 1 条第 2 項第 2 号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第 8 3 条第 1 項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</u></p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討) 第 1 1 2 条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 7 1 条第 2 項、業務規程第 8 1 条第 2 項及び業務規程第 8 2 条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 2・3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討) 第 1 1 2 条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第 7 1 条第 2 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 2 条第 2 項の規定による依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者又は国への回答予定日の 7 営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 2・3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始) 第 1 2 0 条の 4 (略) 一～五 (略) (新設) 2・3 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始) 第 1 2 0 条の 4 (略) 一～五 (略) <u>六 一般送配電事業者が、業務規程第 6 8 条の 2 第 1 項の要請による同条第 3 項の通知により送電系統に暫定的に確保した容量が既存の連系可能量を超過すると判断した場合</u> 2・3 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討) 第 1 2 2 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討) 第 1 2 2 条の 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容並びに業務規程第 6 8 条第 1 項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。 2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第 1 2 2 条の 4 (略) <u>2 一般送配電事業者は、前項の回答時に系統連系希望者に対し、第 1 2 2 条の 9 に定める保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</u></p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答) 第 1 2 2 条の 4 (略) (削る)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第 1 2 2 条の 9 (新設)</p> <p><u>1 系統連系希望者は、第 1 2 2 条の 7 の規定により再接続検討を申込み場合は、業務規程第 8 2 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u> (新設)</p> <p>(新設) <u>2・3 (略)</u></p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金) 第 1 2 2 条の 9 <u>一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第 8 2 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</u> <u>一 第 1 2 2 条の 4 の規定により系統連系希望者(選定事業者を除く。)に対して回答をする場合</u> <u>二 選定事業者が選定された場合</u> <u>2 次の各号に掲げる者は、前項の書類を受領した後に当該各号に定める申込みを行う場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u> <u>一 系統連系希望者(選定事業者を除く。)</u> <u>第 1 2 2 条の 7 の規定による再接続検討の申込みを行う場合</u> <u>二 選定事業者 第 1 2 3 条の規定による契約申込みを行う場合</u> <u>3・4 (略)</u></p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p>

変更前（変更点の下線）						変更後（変更点の下線）																																									
<p>第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再接続検討における<u>系統連系希望者の</u>工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。</p>						<p>第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容並びに業務規程第68条第1項に規定する国からの要請による接続検討の内容を前提に、再接続検討の回答に必要となる事項について検討を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再接続検討における工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。</p>																																									
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。</u>ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>						<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を確認の上、契約申込みを受け付ける。</u>ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一 <u>系統連系希望者（選定事業者を除く。）が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていること。</u></p> <p>二 <u>選定事業者が送電系統への連系等を希望する場合 申込書類に必要事項が記載されていること、第122条の9に定める保証金が入金されていること（保証金が不要な場合を除く。）及び第111条第3項の規定により接続検討の検討料の額を通知したときは、当該検討料が入金されていること。</u></p>																																									
<p>2～4 (略)</p> <p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>						<p>2～4 (略)</p> <p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条の規定により、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>																																									
<p>別表8-1 需要調達計画等の提出</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出する計画</th> <th>年間計画 (第1～第2年度)</th> <th>月間計画 (翌月、翌々月)</th> <th>週間計画 (翌週、翌々週)</th> <th>翌日計画</th> <th>当日計画 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出期限</td> <td>毎年 10月末日</td> <td>毎月1日</td> <td><u>毎週火曜日</u></td> <td>毎日 午前12時 (※2)</td> <td>30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前</td> </tr> <tr> <td>提出内容</td> <td>各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値</td> <td>各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値</td> <td><u>日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻</u></td> <td>30分ごとの需要電力量</td> <td>30分ごとの需要電力量</td> </tr> </tbody> </table>						提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出内容	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量	<p>別表8-1 需要調達計画等の提出</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出する計画</th> <th>年間計画 (第1～第2年度)</th> <th>月間計画 (翌月、翌々月)</th> <th>週間計画 (翌週、翌々週)</th> <th>翌日計画</th> <th>当日計画 (※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出期限</td> <td>毎年 10月末日</td> <td>毎月1日</td> <td><u>毎週水曜日午前10時</u></td> <td>毎日 午前12時 (※2)</td> <td>30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前</td> </tr> <tr> <td>提出内容</td> <td>各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値</td> <td>各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値</td> <td><u>本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力</u></td> <td>30分ごとの需要電力量</td> <td>30分ごとの需要電力量</td> </tr> </tbody> </table>						提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日午前10時</u>	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	提出内容	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)																																										
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週火曜日</u>	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前																																										
提出内容	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>日別の需要電力の最大値と予想時刻及び最小値と予想時刻</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量																																										
提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)																																										
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	<u>毎週水曜日午前10時</u>	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前																																										
提出内容	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	<u>本機関が指定する2点の時刻の日別の需要電力</u>	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量																																										

変更前 (変更点に下線)						変更後 (変更点に下線)					
調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	調達計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値		販売計画	各月平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値発生時の販売分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時(※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力と予想時刻	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	毎日午前12時(※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
--------	-------------------	------------------	------------------	------	--------------

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
--------	-------------------	------------------	------------------	------	--------------

変更前 (変更点に下線)						変更後 (変更点に下線)						
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ご との実需給の開 始時刻の1時間 前	提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前 10時	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ご との実需給の開 始時刻の1時間 前	
提出 内容	需要 抑制 計画	各月平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	各週平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	<u>日別の需要抑制 計画の最大値及 び最小値発生時 の需要抑制電力 と予想時刻</u>	30分ごとの需 要抑制電力量	30分ごとの需 要抑制電力量	需要 抑制 計画	各月平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	各週平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	<u>本機関が指定す る2点の時刻の 日別の需要抑制 電力</u>	30分ごとの需 要抑制電力量	30分ごとの需 要抑制電力量
	販売 計画	各月平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	<u>日別の販売電力 の最大値及び最 小値と予想時刻</u>	30分ごとの販 売分の計画値	30分ごとの販 売分の計画値	販売 計画	各月平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	<u>本機関が指定す る2点の時刻の 日別の販売電力</u>	30分ごとの販 売分の計画値	30分ごとの販 売分の計画値
	調達 計画	各月平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	各週平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	<u>日別の販売計画 の最大値及び最 小値発生時の調 達分の計画値と 予想時刻</u>	30分ごとの調 達分の計画値	30分ごとの調 達分の計画値	調達 計画	各月平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	各週平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	<u>本機関が指定す る2点の時刻の 日別の調達分の 計画値</u>	30分ごとの調 達分の計画値	30分ごとの調 達分の計画値
	ベ ー ス ラ イ ン	—	—	—	30分ごとの計 画値	30分ごとの計 画値	ベ ー ス ラ イ ン	—	—	—	30分ごとの計 画値	30分ごとの計 画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する 計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	<u>随時</u>	
提出 内容	供給 区域 需要 電力	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	<u>日別の需要電力 の最大値と予想 時刻及び最小値 と予想時刻</u>	翌日の30分毎 の需要電力量	当日の30分毎 の需要電力量
	供給 区域 供給 電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力

提出する 計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	<u>30分ごとの実 需給の開始時刻 の1時間前</u>	
提出 内容	供給 区域 需要 電力	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	<u>本機関が指定す る2点の時刻の 日別の需要電力</u>	翌日の30分ご との需要電力量	当日の30分ご との需要電力量
	供給 区域 供給 電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力	需要電力に対す る供給電力

変 更 前 (変更点に下線)						変 更 後 (変更点に下線)					
供給 区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	供給 区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力
供給 区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	供給 区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必要量(上げ)、調整力確保量(上げ)及び調整力確保量(下げ)
(※) 提出日が休業日の場合も含む。						(※) 提出日が休業日の場合も含む。					
(新設)						<u>附則(令和 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 本指針は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、別表8-1、別表8-2、別表8-3及び別表8-4は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>					